

令和3年4月1日

社会福祉法人
秋田中央福祉会理事長発

令和3年度 賃金改善手当及び特定賃金改善手当支給要領

令和3年度介護職員処遇改善加算による賃金改善手当及び介護職員等特定処遇改善加算による特定改善手当を次の要領により実施します。 (給与規程 別表第19)

1. 支給の根拠となるそれぞれの加算見込み額は次のとおりです。(前年度ベース)
 - (1) 介護職員処遇改善加算 32,455,000 円 (全事業所)
 - (2) 介護職員等特定賃金改善加算 10,350,000 円 (全事業所)
2. 支給期間
令和3年4月～令和4年3月
3. 賃金改善手当額と支給対象職員
 - (1) 賃金改善手当 (介護職員として発令の受けている職員)
 - ①常勤の職員： 月額 27,000 円
 - ②時給の職員： 時給 140 円、但し月額の上限を 27,000 円とする。
 - (2) 特定改善手当 (加算対象事業所に所属する以下の職員)
 - a.経験・技能のある介護職員 (チームリーダー・リーダー)
月額 個々の給与の状況を勘案し 10,000 円～55,000 円
 - b.その他の介護職員 (サブリーダー・シニア・ミドル・ジュニア)
月額 職階や勤務状況に応じ 3,000 円～14,000 円
 - c.その他の職員
月額 一律 6,000 円

尚、(2)については介護職員を含むすべての非常勤職員と技能員・施設長、その他の職員で年間の給与支給総額 440 万円以上の職員は支給対象外とする。
また、スタッフリーダーについては、追加 1,000 円を支給する。
4. 手当の支給以外の加算の使いみち
 - ①毎月の支給以外に定期昇給や昇格それに伴う賞与などに充てます。
 - ②手当の支給に伴う法定福利費 (事業主分) にも充てます。
5. 精算について
手当の支給総額より加算総額 (要領の1) が上回る場合は、対象者に対して在籍期間や経験・技能などを勘案して年度末までに一時金として精算額を支給します。
6. その他 (今年度の手当額の設定の特徴)
 - (1) 前年度実績を基に常勤職員に対する賃金改善手当額を一律 (月額 27,000 円) とし、経験・技能や働く要件を考慮し、特定改善手当の運用で調整しています。
 - (2) 手当の支給金額は年度ごとに設定します。支給見込み額や支給人数、昇格等により個々の支給額が増減することがあります。